

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和3年7月29日(2021.7.29)

【公開番号】特開2020-68833(P2020-68833A)

【公開日】令和2年5月7日(2020.5.7)

【年通号数】公開・登録公報2020-018

【出願番号】特願2018-202548(P2018-202548)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 3 4

A 6 3 F 7/02 3 0 4 D

【手続補正書】

【提出日】令和3年6月17日(2021.6.17)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

所定の始動条件が成立することに基づいて図柄の変動表示を行い、該図柄の変動表示の結果に基づいて遊技者に利益を付与する遊技機において、

所定の遊技領域が形成される遊技盤と、

前記遊技盤に設けられ、遊技機前方側から視認可能な所定の装飾部を発光装飾する発光部と、

前記発光部とは別の別発光部と、

遊技機の状態を検出する状態検出部と、

前記発光部の発光態様および前記別発光部の発光態様を制御する発光制御手段と、

所定の光量調整操作に基づいて、光量を調整可能な光量調整手段と、

遊技機の後方に膨出する後方膨出部に設けられる透光部と、を備え、

前記透光部は、前記発光部が発光しているときに、該発光部から発せられる光を透光するように設けられており、

前記発光部は、通常の状態であるときには前記光量調整操作に基づく光量の変化が可能であるが、前記状態検出部の検出結果に基づき遊技機の状態が異常状態と判断されると、前記光量調整操作に基づく光量の変化が不能になり、

前記別発光部は、前記状態検出部の検出結果に基づき遊技機の状態が異常状態と判断されるか否かにかかわらず前記光量調整操作に基づく光量の変化が不能であり、

前記発光制御手段は、前記状態検出部の検出結果に基づき遊技機の状態が異常状態と判断された場合に、前記発光部の発光態様を変更するものであって、

前記発光部と前記別発光部のうちの前記発光部から発せられる光を、前記透光部から透光させる一方で、前記発光部と前記別発光部のうちの前記別発光部から発せられる光について前記透光部から透光しないようにした

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 2

【補正方法】変更

【補正の内容】**【0002】**

従来の遊技機は、遊技ホールに設けられる島設備に設置されるのが一般であり、具体的には、島設備の片面側に複数の遊技機が列を成して並ぶように設置されたり、島設備の両面側に複数の遊技機が列を成して並ぶように設置されることが知られている（例えば、特許文献1参照）。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0003

【補正方法】変更

【補正の内容】**【0003】**

【特許文献1】特開2014-147545号公報

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0004

【補正方法】変更

【補正の内容】**【0004】**

しかしながら、従来の遊技機は、その裏面側に十分な工夫が施されておらず、島設備に設置される遊技機の事情が何ら考慮されていなかった。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】**【0005】**

本発明は、このような事情に鑑みてなされたものであり、その目的とするところは、裏面側を新たな態様にした遊技機を提供することにある。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】**【0007】**

本発明は、

所定の始動条件が成立することに基づいて図柄の変動表示を行い、該図柄の変動表示の結果に基づいて遊技者に利益を付与する遊技機において、

所定の遊技領域が形成される遊技盤と、

前記遊技盤に設けられ、遊技機前方側から視認可能な所定の装飾部を発光装飾する発光部と、

前記発光部とは別の別発光部と、

遊技機の状態を検出する状態検出部と、

前記発光部の発光態様および前記別発光部の発光態様を制御する発光制御手段と、

所定の光量調整操作に基づいて、光量を調整可能な光量調整手段と、

遊技機の後方に膨出する後方膨出部に設けられる透光部と、を備え、

前記透光部は、前記発光部が発光しているときに、該発光部から発せられる光を透光するように設けられており、

前記発光部は、通常の状態であるときには前記光量調整操作に基づく光量の変化が可能であるが、前記状態検出部の検出結果に基づき遊技機の状態が異常状態と判断されると、

前記光量調整操作に基づく光量の変化が不能になり、

前記別発光部は、前記状態検出部の検出結果に基づき遊技機の状態が異常状態と判断されるか否かにかかわらず前記光量調整操作に基づく光量の変化が不能であり、

前記発光制御手段は、前記状態検出部の検出結果に基づき遊技機の状態が異常状態と判断された場合に、前記発光部の発光態様を変更するものであって、

前記発光部と前記別発光部のうちの前記発光部から発せられる光を、前記透光部から透光させる一方で、前記発光部と前記別発光部のうちの前記別発光部から発せられる光については前記透光部から透光しないようにした

ことを特徴とする。

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

本発明によれば、裏面側を新たな態様にした遊技機を提供することができる。